

## 10. 東日本大震災

平成23年(2011)年3月11日午後2時46分、宮城県三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震(以下、東日本大震災)が発生した。地震の規模を示すマグニチュードは9.0であり、わが国観測史上最大の地震となった。この地震により津波が発生し、東北地方および関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所は、1号機と3号機で炉心溶融(メルトダウン)が発生するなど、放射性物質の漏洩を伴う大規模な原子力事故に発展した。当協会は、3月14日に宮原会長(当時)を本部長とする「東北地方太平洋沖地震支援対策本部」(【資料10-1】)を設置し、被災地の復興支援および関連する諸問題に対応した。その概要は以下のとおりである。

### (1) 被害状況の調査および関係情報の収集・周知

会員会社の被害状況を把握するため、運航船舶をはじめとする物的ならびに人的被害についてアンケートを実施した。当協会会員会社101社中、99社から回答を得られ、「損害あり」と回答した会社が55社、「なし」と回答した会社が44社であった。報告された被害は、「地震によるビル等の損傷」、「津波による事務所の浸水」、「船舶の座礁などの動産・不動産の物的損害」、「従業員の死亡・行方不明」、「帰宅困難者に対する宿泊費などの従業員等の人的損害」、「契約キャンセル」、「スケジュールの遅延などの営業面での損害」など、多岐にわたった。また、国交省等関係方面と連携し、船舶の安全運航情報の収集および会員会社への提供に努めた。

### (2) 救援・復興支援への協力

#### ① 輸送協力

当協会は、外航コンテナ船社(川崎汽船、商船三井、日本郵船)の協力の下、被災地の救援・復興支援のための海外からの物資の無償輸送を行った。これにより、3月18日から8月末までの間に、仮設住宅用資材等の物資を積載したコンテナ318TEUを輸送した。

#### ② 義援金の協力

当協会は、日本財団を通じ、500万円の義援金を拠出するとともに、国内外の団体・企業・個人から寄せられた義援金などを併せて総額2,470万円を日本赤十字社へ拠出した。

### (3) 放射能漏れ事故に係わる風評被害対策

福島第一原子力発電所からの放射能漏れの発生に伴い、諸外国の政府や船社から日本寄港への懸念や寄港拒否の意向が示されるとともに、外国人船員からも日本寄港船舶での就労を拒否する動きが出てきた。これらの動きに対する各方面の対応は以下の通り。

#### ① 船主協会

当協会は、東京湾での放射線量は安全レベルであると言及した国土交通省の文書等を引用し、福島第一原発の半径30キロ以内等、一部のエリアを除き日本寄港の安全性をアピールするとともに、風評被害防止への協力を呼びかける文書を平成23年(2011年)3月18日にパナマ等の主要旗国政府をはじめフィリピン船舶職員部員組合(AMOSUP)、国際海運会議所(ICS)、アジア船主フォーラム(ASF)等の関係方面に宮原会長名で出状した。

その後、政府等に対し、主要港における放射線量の計測、公開、証明書の発給等を求めるとともに、国内の放射能レベルは人体に影響ない程度であることを海外メディア等に向けて発信するよう働きかけた。その結果、4月13日の横浜港を皮切りに東京港、川崎港、千葉港における大気中の放射線量の発表が行われることとなり、更に鹿島港および茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)においても大気・海水の放射線計測値の公表が開始された。

また、4月19日に開催された海事振興連盟臨時会合においても、当協会は政府による国際機関・海外メディアに向けてのアナウンスの強化、京浜港をはじめとする東日本の主要港等の放射線の計測や証明書の発給を改めて求めた。

## ②国土交通省

国土交通省は、自らのホームページに放射線情報を提供するとともに、放射線量計測結果が著しく低い値に止まっていることが判明したことを受け、日本各港湾への輸送サービス提供を継続するよう当協会加盟船社および日本に就航する外国船社に対し求めた。

加えて、大畠国土交通大臣(当時)が、東京港および横浜港等における船舶や貨物の放射線量の測定を開始すると記者会見で発言したことを受け、国土交通省は、放射線量の計測方法や基準値を超えた場合のコンテナの対処等に関するガイドラインを策定し、4月22日に発表した。同ガイドラインには、放射線の計測方法や国交省等による証明書発行手続き、および基準値を超えた場合の除染の手順等が示されており、4月28日より、同ガイドラインに基づき、横浜港および東京港において、コンテナ・船体の放射能計測等が開始された。また、東京港においても、5月9日より港内の輸出コンテナのサンプリング調査が開始された。

## ③国際機関

国際海事機関(IMO)は、3月20日付けで「現状では日本発着の国際海運は、津波の直接的影響を受けた港湾を除き、通常通り行うことが可能」である旨のプレスリリースを行った。

また、当協会および国土交通省をはじめとする各種関係方面の対応、放射線量計測結果を鑑み、IMO、世界保健機関(WHO)を含む5つの国際機関は、日本沿岸の放射線量は人体、貨物の安全性に影響ない程度である旨を公表した。

その後、これら各方面の対応およびわが国政府、自治体等による放射線情報の開示等が進み、影響のないレベルであることが明らかになるにつれ、徐々に事態は沈静化した。

## (4)原子力損害賠償紛争審査会への対応

原子力損害の賠償に関する法律に基づき、平成23(2011)年4月文部科学省に「原子力損害賠償紛争審査会(以下、紛争審査会)」が設置された。紛争審査会は、福島原発事故に伴う損害(含、いわゆる風評被害)に関する「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」を策定するに当たり、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとした。

その後、避難区域(30km圏内)の損害を対象とした「東京電力福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」を4月28日に、また第二次指針を5月31日にそれぞれ決定、公表した。

6月には、30km圏外の風評被害についても中間指針として取りまとめるため、各分野の

関係者を専門委員として任命することとなり、外航海運分野からは、当協会井上晃常務理事が任命された。

紛争審査会の役割は、専門委員から提供された個別分野の事例を基に原子力損害との相当因果関係を判断することであるため、当協会は、国土交通省および当協会顧問弁護士等と相談の上、会員(外航海運)の本件に係わる損害の実態調査を行い、その調査結果を国土交通省経由で紛争審査会に報告した。

その後、紛争審査会は、当協会を含む各業界の調査結果を基に検討を行い、8月5日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を取りまとめた。海運関係では、政府の航行危険区域の設定に伴う減収、迂回のための費用増加もしくは勤務者の就労不能等を余儀なくされた場合、損害として認められることとなった。

中間指針は、個別賠償請求時の請求者の負担軽減を図ることを目的に取りまとめられるものであり、指針に盛り込まれた事案であっても、個別の賠償請求は夫々の事業者が直接、東京電力に対して行うこととされている。また、件数が少ない事案については、指針の対象外とされたが、指針に盛り込まれていなくとも個別に求償することを妨げるものとなっていない、との方針が盛り込まれている。